平成２６年第２回平群町議会

臨時会会議録（第１号）

招集年月日	平成２６年５月８日
招集の場所	平群町議会議場
開会（開議）	５月８日午前１０時８分宣告（第１日）
出席議員	１番 井戸太郎　２番 戎井政弘 ３番 奥田幸男　４番 森田勝 ５番 植田いずみ　６番 山口昌亮 ７番 髙幣幸生　８番 窪和子 ９番 山田仁樹　１０番 下中一郎 １１番 繁田智子　１２番 馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 岩﨑万勉 副町長 山中淳史 教育長 森井惠治 会計管理者 瓜生浩章 理事（政策推進課長） 大浦孝夫 理事（総務防災課長） 今村雅勇 理事（都市建設課長） 植田充彦 理事（教育委員会総務課長） 西本勉 税務課長 経堂裕士 住民生活課長 城光良 健康保険課長 上田武司 福祉課長 塚本敏孝 観光産業課長 寺口嘉彦 上下水道課長 島野千洋 総務防災課参事 橋本雅至
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 西脇洋貴 主幹 田中裕美 主任 竹村恵
町長提出議案の題目	承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２５年度平群町一般会計補正予算（第５号）について） 承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度平群町一般会計補正予算（第１号）について）

議　事　日　程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の　氏　名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 ８番　窪　和子　　９番　山田仁樹

平 成 ２ ６ 年 第 ２ 回 （ ５ 月 ）
平群町議会臨時会議事日程（第１号）

平成２６年5月８日（木）
午 前 １０ 時 開 議

日程第１		会議録署名議員の指名について
日程第２		会期の決定について
日程第３		諸般の報告
日程第４	承認第１号	専決処分の承認を求めることについて（平成２５年度平群町一般会計補正予算（第５号）について）
日程第５	承認第２号	専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度平群町一般会計補正予算（第１号）について）
日程第６		常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

平 成 ２ ６ 年 第 ２ 回 （ ５ 月 ）
平 群 町 議 会 臨 時 会 追 加 議 事 日 程

（第１号の追加）

追加日程第１	議長辞職の件
追加日程第２	議長の選挙
追加日程第３	副議長辞職の件
追加日程第４	副議長の選挙
追加日程第５	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第６	特別委員会の委員の選任について

開　　　会　（午前１０時０８分）

○議　長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しておりますので、これより平成２６年平群町議会第２回臨時会を開会いたします。

町長、招集のご挨拶をお願いします。町長。

○町　長

皆さん、おはようございます。平群の山々の青葉若葉が目に一段と色濃く、風薫る季節となってまいりました。本日は、平成２６年第２回平群町議会臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙中のところ全員の御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、３月議会からこの間、さまざまな出来事、行事がございました。３月２３日には平群東小学校及び平群西小学校の閉校式があり、両校の１４０年の歴史に幕を閉じました。

４月に入りまして、先ほど御紹介しましたとおり、新規採用職員１２名を迎え、山積する課題に対応するため、気持ちを新たにスタートしたところでございます。

また、４月は、各保育園、幼稚園の入園式、各小中学校の入学式をそれぞれ開催し、平群町の将来を担う元気な園児、児童・生徒を迎え、新学期がスタートしております。

４月２５日には、平群小学校の開校式を同小体育館におきまして、多くの御来賓をお迎えして盛大に開催することができました。新しい校旗のもと、みんなで平群小学校の新しい校歌「至誠」を合唱し、多くの皆さんの温かい心に包まれて、平群小学校の新しい歴史の一歩が踏み出されたところであります。

４月２９日はあいにくの雨のため、へぐり時代祭りは中止となりましたが、かわりにへぐり時代祭りミニイベントを平群町総合体育館において開催したところでございます。今回は雨で残念でしたが、実行委員の皆さんを中心に本当に熱心に準備をしていただきました。全ての皆様に感謝を申し上げる次第でございます。今回を含め、これまで５回の経験を生かして、来年の第６回がすばらしいへぐり時代祭りになりますよう、よろしくお願いいたします。

ところで、今月１０日に高知県須崎市長が来町され、午後の４時から道の駅くまがしステーション２階の研修室におきまして、議長、副議長を初め私ども三役に担当課長も加わり、懇談会が行われます。何人かの議員も参加されると聞いております。また、翌１１日には、道の駅で高知県須崎市が開催されます

が、須崎市長みずからが、須崎の物産販売をされるそうでございます。議員各位におかれましても、ぜひ参加、見学されますようお願いを申し上げます。

本議会におきましては、平成２５年度平群町一般会計補正予算の承認案件１件、平成２６年度平群町一般会計計補正予算の承認案件１件、合計２件の案件につきまして御審議をお願いいいたしております。原案どおり承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議　長

これより、本日の会議を開きます。

（ブー）

○議　長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局　長

議事日程報告　議事日程表のとおり

○議　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第１２０条の規定により８番、窪君、９番、山田君を指名いたします。本臨時会会期中、よろしくお願いをいたします。

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日１日と決定したいと思いますが､異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

続きまして

日程第３　諸般の報告を行います。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

議長のお許しを得まして平成２５年度予備費充用について２件報告させてい

ただきます。

まず、平成２６年３月１４日付で公債費元金に不足が生じたことから、公債費元金の長期債元金に１８万７，０００円を充用させていただいております。

続きまして、３月１８日付で子ども手当の返納のため民生費、児童福祉費の償還金に４２万２，０００円を充用させていただいております。

以上２件、合計で６０万９，０００円を予備費から充用させていただいております。

以上で報告とさせていただきます。

○議　長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第４　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２５年度平群町一般会計補正予算（第５号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第１号　提案理由説明

○議　長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○６　番

基本的には１，０００万円ふるさと納税があったということなんですが、一つは、３月議会で５００万円、で、今度また１，０００万円と６年前から始まった制度が、突然ここへ来て大金が転がり込むということが起こってるんですけどね、何か理由があるのかどうか。３月議会でも今度の臨時議会でも、要綱でほかの市町村がやっておられるような平群町の特産品を寄附された方に贈呈するっていうようなことはありますが、まだ始まったばかりですからね。その辺、もし理由がわかれば説明いただきたいのと、それから、まあいつも聞くことなんですが、これが最後の２５年度の補正予算になると思いますんでね、いまの時点での２５年度の収支見込み等を一定説明していただければというふうに思います。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員からの御質問でございます。まず、３月、今回の５月ということで、かなり大きな金額の補正に伴いますような納税額がございました。特になぜ平

群を選んでいただいて、こんだけ高額な寄附をいただいたのかということでございますが、特にちょっと理由というのは、これがというふうなとこはございませんのですが、３月議会で御提案させていただきました寄附の方につきましては、以前平群町に子どもさんが学校に通われておられたというふうなことを御本人もおっしゃっておられましたので、そういった何かのおつながりということで寄附を頂戴できたのかなと。今回補正をさせていただきました１，０００万円の方につきましても、いろいろと平群町の活動に御協力をいただいておられた方なので、まあ、そういった意味で。特に今回１，０００万円の寄附を頂戴いたしました方、寄附の目的ということでしっかり指定をしていただいておりまして､信貴山の観光開発ということで御指定をいただいておりますので、そういうふうな地域の観光の活性化ということで一定の御配慮をいただいたものかなと。それが一定、理由になるのかなというふうに理解をさせていただいておるところでございます。

特産品の部分でございますが、これも山口議員のほうより、一般質問等で貴重な御提案ということでいただいており､また具現化したところでございます。こういった制度、あと、平群町の特産品を知っていただくということも含めまして、ふるさと納税とこう、うまいことかみ合うような形にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、大きな２点目でございますが、決算の状況でございます。これにつきましては、正直申し上げまして、まだ出納閉鎖の途上ということでございますので、ちょっと数字のつかみがつかみ切れておらないというのが現状でございます。状況といたしましては、３月議会のところで申し上げたとおり、大体今年度につきましては収支とんとんぐらいでいけたらいいなということを思っております。いろいろと好転する要因はございましたんですが、交付税であったりとか、いわゆるスポーツセンターの用地、先行取得債の事業化ということで、一定好転する要素はございましたが、反面また、土地の売り払い等の収入が見込めなかったこと、また、年度当初より約３億四千何がしの未確定財務を積んでおったことも含めて、ございますので、その辺は今後出納閉鎖に向けましてしっかりと精査をしてまいりたいというふうに考えております。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、承認第１号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きまして

日程第５　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度平群町一般会計補正予算（第１号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第２号　提案理由説明

○議　長

これより、本案に対する質疑に入ります。窪君。

○８　番

承認第２号ですが、これは、４月より消費税率が改正になりまして、それに伴います緩和策として国のほうで、低所得者対策として臨時福祉給付金、また、子育て世帯の対策としては子育て世帯臨時特例給付金が支給されるということですが、臨時福祉給付金、低所得者、平群町で３月議会も確認をさせていただきましたが、対象者が約３，４００人いらっしゃる。また、５，０００円の加算の方が１，７００人、子育て世帯は１，０７４名ということでお聞きをしておりますが、この６ページですね、臨時職員の方がお２人ついてると思うんですが、この方たちのお仕事ですね。ちょっと金額が違うんですけれども、まあ税務課と福祉課に配属をもうされているんだと思うんですけれども、このお仕事の状況ですね。税務課のほうでは申請手続までの、そういう発送とかで、

福祉のほうで支給するという形だと思うんですが、その点、説明をお願いしたいと思います。

それからですね、この二つにつきましては、御承知のとおりに対象者に文書で通知をされるということで、申請を促されるということを、この前３月議会でも申されてましたが、申請をされないと給付されないと、もうこの１点が大変難しい問題でありまして、全ての対象者の皆さんにこの消費税率への緩和策として受けていただき、給付していただきたいという思いなんですが、そこで２点目は、対象者への申請文書の個人発送の時期やら、また申請受け付けの支給開始時期等のスケジュールを説明をお願いしたいと思います。

それから３点目は、周知方法ですが、対象者の皆さんに個人発送をされるということですが、あとですね、広報やらホームページへの丁寧な掲載が必要だと思います。まあ平群町、４月の広報、またホームページにもいち早く、近隣よりもいち早く丁寧な周知をしていただいてますが、なかなか見られてないというケースもあります。そういう点で周知、もう一度、方法と、この３点についてご説明をお願いしたいと思います。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

３点質問をいただきました。まず、その臨時職員を雇用しております。いま現在１名については、税務課のほうで課税、議員も御承知のように、賦課決定がされませんと、その対象者であるのかどうかというのはわかりませんので、その辺の関係も含めてございますので、いま現在税務課のほうで１人は、先からの準備、その作業に従事をしていただいております。それともう１人、この５月から子育て世帯臨時特例給付金の準備作業ということで、１名を臨時職員ということで雇用させていただきました。これはまあ、雇用期間の長い短いの関係も含めてございまして、若干の金額の相違がございます。

次、申請書の発送、それと全体のスケジュールでございます。まず議員御存じのように、賦課決定がされませんと対象になるかどうかというのはわからない部分も含めてございます。２６年度の町県民税の賦課決定、これはまあ税務課のほうでやっていただいておりますが、決定後、給付対象者に非課税のお知らせ兼、あるいは臨時福祉給付金の申請書を同封の上、送付をさせてもらうということで作業を進めているところです。これ、７月中に実施をさせていただきます。子育て世帯臨時特例給付金の関係で言いますと、これも２６年度町県民税の賦課決定後速やかに給付対象者に申請書をこちらから直接送付をさせていただきまして手続をとる、申請書を同封の上、送らせていただくということ

で考えております。

これからのタイムスケジュールでございますが、５月９日、あすですが、生駒郡の担当者会議を予定をしております。生駒郡、足並みをそろえて実施をしていくということで、賦課決定時期、若干の違いも含めてございますので、生駒郡として日程を調整をするということで、あした会議を招集し、決定をしたいと。いま考えておりますのは、８月１日からの受け付け開始を前提としながらスケジュール的には進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次、周知方法ですが、これは、既に臨時福祉給付金については、２６年の２月から町ホームページに掲載をさせていただきました。４月からは４月の町広報紙に掲載をしたところでございます。それと、子育て世帯臨時特例給付金については、２６年４月にホームページに掲載、４月に同様に掲載をさせていただきました。まず、５月中に国からのチラシができ上がってまいります。それについて、到達し次第、配付を予定をしております。また、６月児童手当の現況届送付時に、チラシも含めて同封をして発送をしたいというふうに考えております。そのことによって幅広く該当者の皆さんにお知らせをする、申請いただくという流れについてお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議　長

窪君。

○８　番

詳しい説明ありがとうございます。要は、申請書同封をするということで、７月中に実施をしてくださるということですけれども、申請書と、またその案内ですね、大変役場から来る書類というのは、丁寧に書かれてますので反対にわかりにくいという部分もあるんですね、住民の皆さんからしたら。役場は全部書いとかないといけないという部分でそれはわかるんですが、できるだけ住民目線でわかりやすく、とにかく申請を速やかにしていただくということでお願いしたいと思います。それから、申請の開始は、申請受け付け８月１日からいうことですが、どこまでこの申請受け付けされて、給付される期間ですね。そういう期間が決まってるのか。それか、ずうっと全世帯が最後まで行くまで、２６年度中まで受けれるのか、その点、再度お願いしたいと思います。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

議員おっしゃるとおり、できるだけわかりやすくということで心がけていっ

てまいりますが、なかなか私たちとの感覚と住民の皆さん、感覚が違いますので、その辺のところは丁寧にやっていきたいというふうに思います。

それと申請期間でございますが、いま考えておりますのは、申請受け付け開始から、仮に８月１日予定ということでさせていただきますと、それから３カ月間を基本にして早急に給付していきたいというふうには考えております。それと、最長６カ月ということで決められておりますので、その間に対象の方が全てが申請をし、給付できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○８　番

８月１日から３カ月間の間にということですが､最長６カ月いうことですが、申請したら速やかに口座振り込みされるのか｡それとも一定の期間されるのか、その点はどのようなんでしょう。申請手続、申請を役場に来ました、それからすぐされるのか。交付をですね。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

申請受け付けをしまして、しかし、非該当等の場合も含めてございますし、あるいは、子育て世帯臨時特例給付金ではなしに、重複して対象になる方も含めてございますので、臨時福祉給付金で支給をするというふうに変更する場合も含めてあるというふうに思います。そこら辺は要件の審査、あるいは加算対象の内容についての確認等も含めて速やかにして、支給決定後、指定口座に速やかに振り込んでいくということで手続をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議　長

窪君。

○８　番

ありがとうございます。最後ですけれども、本当に臨時福祉給付金か、子育て世帯でも低所得者の方々は臨時福祉給付金になると、こういうちょっとややこしい流れになってますので、どうか丁寧に住民の皆さんに、全世帯に、対象者の皆さんに給付がされますように御努力をよろしくお願いしたいと思います。

○議　長

山口君。

○６　番

事務費のほうについてちょっと聞きますけども、こういう制度、国が法律で

決めて実施した場合に、実際の実務、事務を市町村が行うと。今回給付とは別に事務費で、基本的に臨時福祉給付金については４９４万５，０００円、それから子育てのほうについても５８５万円っていう、まあ大半はシステムの変更とか臨時職員の賃金てなってますが、これね、いつも、後、結果聞かないからわからないんだけれども、大体全額ね、実際に要った金全額払ってもらえるのかどうかっていうのは非常に疑問に思ってるんです。余分だったら返すんでしょうけれども、足らんかったら自治体持ちってのは、この種の事業、多いでしょう。その点、この積算金額で間違いなく、国、県を通じて平群町は事務費としてもらえるのかどうか、その点どうですか。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

いろんな事業ございますので、全般について私のほうからお答えする立場にございませんけども、今回の場合については、国から一定の目安として提示されている金額に基づいて、うちのほうも積算した数字を上げながら予算措置をしたところでございますので、このままであれば、基本的には１００％国庫で支出されるというふうに考えているところでございます。それがまだ執行が終わっておりませんので、あくまで現時点の話でございます。

○議　長

山口君。

○６　番

いや、じゃあ、国は国で予算組んで、全国のこの事業にかかる事務経費の計算してるわけでしょう。いま課長言ったように、一定の目安は提示してきてるわけでしょう。その目安の提示で平群町は、これ、予算組んだんですか。そんで、目安を超えたら請求すればもらえるのか。要するに超えても目安どおりしか国は出さないということになるのか。いや、そこが聞きたいんですよ。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

このまま１００％執行していきますと、実際上、議員おっしゃるみたいに、国が目安として提示してる金額を若干オーバーするというふうに考えています。その部分については、市町村の結果的には持ち出しになってくるというふうに思います。はい。

○議　長

山口君。

○６　番

うん、まあ、大体そうなんですよね。持ち出しになる。大体余るなんてことなんかまずないから、その辺はね、国のほうのことですからあれですけれども、やっぱりそういう点については、地方からも私はしっかり意見を上げていくべきだというふうに。決めるのは国だけども、じゃあ、足らん分出しときなさいみたいな話ではね。まあまあ、いいですけど。それは、結局そういうことになるんですね。だから、できるだけ少ない金額でやれるようにするというのが大事でしょうけども、さっきから質問のあったように漏れ落ちとかあっては困りますんで、きちっとした事務をお願いしたいと。その点はそれで結構ですけれども、あと、さっき重複の話、ちょっと出ましたけども、子育て世帯臨時特例給付金については子どもに出るんでしょう。子どもに。だから、子ども１人だったら１人でしょうけども、２人だったら２人分出るわけでしょう。そういうことですよね。その点、まず間違いないのかどうか。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

児童手当の受給者で、平成２５年所得が児童手当の所得制限に満たない者ということでなっております。議員おっしゃるとおり、その場合、対象の子どもたち、１，０７４人というふうにいま計算をしているところです。

○議　長

山口君。

○６　番

そしたら、その臨時福祉給付金と重複するっていうことになれば、子どもが２人いれば、要するに、一方は子どもに払う、一方は世帯でしょ、これ。まあ世帯って、世帯主ということになる。あ、１人ずつ？　まあまあ、ただ同一生計の場合は、誰かが非課税になってれば当然もらえませんから、じゃあ、子ども２人の場合でこっちもなるという場合は、子どもの分だけで臨時福祉給付金がなくなるというそういう理解でいいんですか。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

両方でということはないんで、子育て世帯臨時特例給付金を選択するよりも、臨時福祉給付金。該当する条件からまず確認させていただきますが、市町村民税均等割の非課税者、非課税者であって２６年１月分の児童手当の受給者、２５年の所得が児童手当の所得制限に満たない者という話で進みますと、一部対

象者が重なってくるところがございます。少ない数ですけども、その場合、子育て世帯臨時特例給付金を選択するよりも、臨時福祉給付金を選択しますと世帯全員が対象になってまいりますので、支給額のほうが増えてくると。したがって、市町村とすれば、子育て世帯臨時特例給付金を選択するよりも臨時福祉給付金を選択していただくという制度になっております。

○議　長

山口君。

○６　番

ああ、なるほど。わかりました。ちょっと勘違いしておりました。世帯でと思ったんですが、じゃあ、その世帯全員。そんなんで精査できるのかどうかわかんないんですけど、その世帯で非課税で３人住んではったら３万円ということになるわけですか。ああ、なるほどね。わかりました。

それから、もう１点ね。さっき漏れ落ちの話も出てるんですけれども、例えばね、これ、確定申告してない人もいるでしょう。住民税の申告してない人もいるでしょう。そんな場合でどんな生活してんねんということになるかもわかんないですけど、もし、そんな場合があったら、役場のほうでは把握できないですよね。この辺の対策っていうのは何か考えておられるんですか。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

未申告者に申告を促すというのは、この制度があるなしにかかわらず義務ですので、申告していただくということについて、税務課のほうでも積極的に宣伝をしているところであるというふうに思います。ちょうど今回、私ども給付金を支給する側の立場で申し上げますと、この制度を周知していく中では当然、住民税の均等割非課税、あるいは２５年の所得が児童手当の所得制限に満たないということを証明するものが必要やという条件を当然宣伝をさせていただきます。そのためには申告をしていただかないと対象になるかならないかの判断もできない、申請の受理もできないという話になってまいりますので、そのことを重点を置きながら住民の方に周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、承認第２号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

１１時まで休憩をいたします。

（ブー）

休　　憩　（午前１０時４３分）

再　　開　（午前１１時００分）

○議　長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議　長

私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、

日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１　議長辞職の件を議題とし、副議長と交代をいたします。

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきましては、下中君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第１１７条の規定により下中君の退席を求めます。

下中一郎議員退場

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局　長

辞職願

平成２６年５月８日

平群町議会副議長　森　田　　　勝　殿

平群町議会議長　下　中　一　郎

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りします。

下中一郎君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、下中君の議長の辞職を許可することに決定しました。

下中君に入場いただき、挨拶を受けます。

下中一郎議員入場

○副議長

御挨拶をお願いします。

○１０番

この１年間、議長という重職を担うことができました。本当に議員各位の御協力のおかげと感謝しております。本当にありがとうございました。我々も残すところ、任期あと１年ということでございますけれども、町の伸展のため、また議会改革のために、なお一層の御尽力をお願いする次第でございます。本当に１年間ありがとうございました。

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことを決定しました。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いいたします。

「投票」の声あり

○副議長

ありがとうございます。投票という意見が出ておりますので、選挙は投票によって行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は１２名であります。会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に井戸太郎君、戎井政弘君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙配付

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長から議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行いますので、井戸太郎君、戎井政弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数１２票、有効投票１２票、無効ゼロです。
有効投票のうち、奥田幸男君６票、下中一郎君６票、以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は３票であります。下中君と奥田君の得票数はいずれもこれを超えております。
両君の得票数は同数です。
この場合、地方自治法第１１８条第１項の規定は、公職選挙法第９５条第２項の規定を準用して、くじ引きで当選人を決定することになっております。
奥田君及び下中君が議場におられますので、くじ引きをしていただきます。
くじ引きは２回引きます。１回目は、くじを引く順序を決めるものであります。２回目は、この順序によってくじを引き当てた当選人を決定するためのものです。
くじ引きを行います。
井戸太郎君、戎井政弘君、くじの立ち会いをお願いいたします。

くじ引き

○副議長
くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。
初めに下中君、次に奥田君。以上のとおりです。
ただいまの順序によって当選人を決定するくじを行います。
１番のくじを引かれた方を当選人といたします。
下中君、奥田君、くじを引いてください。

くじ引き

○副議長
くじ引きの結果を報告します。
くじの結果、奥田君が当選人と決定しました。
議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○副議長
ただいま議長に当選されました奥田幸男君が議場におられます。会議規則第

３３条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、西和衛生試験センター組合議会、以上の組合議会の議員及び王寺周辺広域市町村圏協議会の委員にもただいま就任であります。

議長就任の挨拶がございます。議長、挨拶をお願いいたします。

○議　長

このたび、厳しい選挙の中、僕が運よく当選できまして本当に喜んでおります。どういうふうに挨拶していいか。まさか勝つとは思うてませんでした。今後は、１年間一生懸命に、今までの経験を生かしまして、皆さんと仲よく平群町のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長

ありがとうございます。

議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

それでは議長、議長席に着席をお願いいたします。

新議長着席

○議　長

それでは、審議を続行します。

副議長の森田君から辞職願が提出されております。

お諮りします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決まりました。

追加日程第３　副議長辞職の件を議題とします。

本件につきましては、森田君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第１１７条の規定により森田君の退席を求めます。

森田勝議員退場

○議　長

職員に辞職願を朗読させます。

○局　長

辞職願

平成２６年５月８日

平群町議会議長　奥　田　幸　男　殿

平群町議会副議長　森　田　　　勝

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

○議　長

お諮りします。

森田勝君の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、森田君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

森田君に入場いただき、挨拶をお受けします。

森田勝議員入場

○４　番

どうも１年間ありがとうございました。下中議長のもと、十分ではございませんが、副議長の職を全うさせていただきました。本当に皆さんの協力あってだと思っております。本当にありがとうございました。

○議　長

それでは、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

はい、山田君。

○９　番

ちょっと少し１５分ほど休憩をいただきたいのですが。

○議　長

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（ブー）

休　　　憩　（午前１１時２０分）

再　　　開　（午前１１時３０分）

○議　長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（ブー）

○議　長

追加日程第４　副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うのか審議をお願いします。

「投票」の声あり

○議　長

投票という意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議　長

ただいまの出席議員は１２人であります。会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に植田君及び繁田君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙配付

○議　長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議　長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

投票箱点検

○議　長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○議　長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議　長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票をお願いします。植田君及び繁田君、開票の立ち会いをお願いします。

開票

○議　長

選挙の結果を報告します。

投票総数１２票、有効投票１２票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、森田君６票、髙幣君６票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票であり、森田君と髙幣君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第１１８条第１項の規定は公職選挙法第９５条第２項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

森田君及び髙幣君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは２回引きます。１回目はくじを引く順序を決めるためのものです。２回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじを行います。

植田君及び繁田君のくじの立ち会いをお願いします。

くじを引く順序を決めるくじを行います。

森田君、髙幣君、くじを引いてください。

くじ引き

○議　長

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

初めに森田君、次に髙幣君。以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

１番のくじを引かれた方を当選人といたします。

くじ引き

○議　長

くじの結果を報告します。

くじの結果、森田君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

議場開鎖

○議　長

ただいま副議長に当選されました森田君が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって当選の報告をします。副議長就任の挨拶がございます。

○副議長

どうもありがとうございました。これから１年間、奥田議長の指導のもと、調整、チェック、民意反映ということで、議員の基本的なことに徹して活動してまいりたいと思います。また、議会基本条例も遵守することは言うに及ばず、頑張ってまいりたいと思いますので、議員各位の御協力、御指導をお願いいたします。ありがとうございました。

○議　長

議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第５　特別委員会の委員の辞任許可について

を議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第６　特別委員会の委員の選任について及び

日程第６　常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

を会議規則第３７条の規定により、一括議題とします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法について、どのような方法で選任をすればよいか御審議願います。

「議長一任」の声あり

○議　長

議長一任という声がありますので、議長のほうから選考委員会を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。選考委員については、私と副議長、下中君、山田君をもって選考委員に選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会構成もありますので午後２時まで休憩いたします。

（ブー）

休　　憩　（午前１１時４８分）

再　　開　（午後　２時００分）

○議　長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

（ブー）

○議　長

各委員の選任については委員会条例第７条第１項の規定により、議長が会議

に諮って指名することとされております。休憩中、選考委員会を開催し協議していただきました各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の所属が決定いたしましたので、報告いたします。

名簿を配付いたします。

名簿配付

○議　長

それでは、局長から報告いたします。はい、局長。

○局　長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告申し上げます。敬称は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務建設委員会、委員長、下中一郎議員、副委員長、植田いずみ議員、委員に森田勝議員、窪和子議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

文教厚生委員会、委員長に山口昌亮議員、副委員長に戎井政弘議員、委員に井戸太郎議員、奥田幸男議員、髙幣幸生議員、繁田智子議員。

下水道事業特別委員会、委員長に井戸太郎議員、副委員長に下中一郎議員、委員に奥田幸男議員、森田勝議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長に繁田智子議員、副委員長に髙幣幸生議員、委員に奥田幸男議員、森田勝議員、植田いずみ議員、馬本隆夫議員。

財政検討特別委員会、委員長に窪和子議員、副委員長に馬本隆夫議員、委員に戎井政弘議員、奥田幸男議員、植田いずみ議員、髙幣幸生議員。

議会改革特別委員会、委員長に髙幣幸生議員、副委員長に山口昌亮議員。委員に井戸太郎議員、戎井政弘議員、山田仁樹議員、下中一郎議員。

公共交通対策特別委員会、委員長に植田いずみ議員、副委員長に窪和子議員、委員に戎井政弘議員、森田勝議員、繁田智子議員、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長に山田仁樹議員、副委員長に繁田智子議員、委員に井戸太郎議員、山口昌亮議員、窪和子議員、下中一郎議員。

議会だより編集委員会、委員長に山田仁樹議員、副委員長に繁田智子議員、委員に井戸太郎議員、山口昌亮議員、窪和子議員、下中一郎議員。

以上でございます。

○議　長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をこれまでの委員長、副委員長、委員に選任することに決定しました。

次に、任期満了に伴います清掃センター運営審議会委員の報告を申し上げます。

清掃センター運営審議会委員４名、森田君、下中君、馬本君、そして私の４名であります。

以上、報告を終わります。

以上で本臨時議会に付議されました件については全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして挨拶をお願いします。はい、町長。

○町　長

議員の皆様におかれましては、本議会中、慎重な審議をいただきまして本当にありがとうございます。

平成２６年度も１カ月が経過いたしております。引き続きまして厳しい財政状況ではございますが、第５次総合計画の目指すまちづくりの実現のため、本町の抱えるさまざまな問題の解決に向け、職員一同一致団結し、鋭意取り組みを進めてまいる所存であります。今後におきましても、議員各位のより一層の御理解、御協力を賜りますようにお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議　長

これをもって平成２６年平群町議会第２回臨時会を閉会いたします。

（ブー）

閉　　　会　（午後　２時０７分）